平成２７年（フ）第９９号
長野県松本市筑摩２丁目８番11号　嶋田ハイツ101
債務者　竹原まち子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第１０５号
長野県松本市大字里山辺1559番地２
債務者　百瀬　久子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第３５号
長野県下伊那郡阿智村駒2299番地
債務者　平尾　恒雄
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所飯田支部
平成２７年（フ）第１９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1214番地１親和荘Ｃ
債務者　小澤　輝彦
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２７年（フ）第２０号
長野県上伊那郡南箕輪村1634番地144
債務者　井澤　克人
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２６年（フ）第４１４号
岐阜県山県市東深瀬1051番地10
債務者　福井　敦子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
岐阜地方裁判所
平成２６年（フ）第３５６号
滋賀県栗東市小柿５丁目13番20－１号、前住所大津市三大寺10番１－204号
債務者　二階堂エドワルドこと　ＮＩＫＡＩＤＯ　ＣＡＹＣＨＯ　ＥＤＵＡＲＤＯ　ＢＥＮＪＡＭＩＮ
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第３５７号
滋賀県栗東市小柿５丁目13番20－１号、前住所大津市三大寺10番１－204号
債務者　二階堂ゾラヤこと　ＤＥ　ＮＩＫＡＩＤＯ　ＰＩＮＥＤＯ　ＲＥＡＴＥＧＵＩ　ＮＥＹＶＡ　ＺＯＲＡＹＡ
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第１２７号
大津市美崎町15番15号　美崎ハイツ202号、前住所大津市国分１丁目27番33号　ハイツウインクル202号
債務者　原田　隆廣
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第１４９号
滋賀県高島市安曇川町南船木913番地１
債務者　安部　勇一
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第９０号
兵庫県宝塚市中州２丁目８番８号
債務者　和田　伸一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２７年（フ）第１２８号
兵庫県高砂市梅井２丁目２番17－１号
債務者　白水　春美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２７年（フ）第１０８号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南２－９－18、住民票上の住所大阪府堺市中区深井沢町2720番地１　ジオナ泉北深井301号
債務者　池内　清華
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所
平成２７年（フ）第１１４号
奈良県桜井市大字金屋289番地の35
債務者　皆見美和子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所
平成２７年（フ）第１５２号
広島市安佐南区緑井８丁目17番４－３号
債務者　林　アイ子（旧姓森岡・上田）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第２３１号
広島市安佐南区西原２丁目34番16―105号
債務者　和田　幸大
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第３３２号
広島県安芸郡熊野町萩原１丁目21番９―201号
債務者　野田　丈博
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部